
徴収コスト

投稿：充 さま

滞納税の徴収で、費用対効果を考えると手がつけれないということをよく聞く。

この考え方を肯定すると、費用のかかるものは徴収しないということになる。それではどのようなものに手をつけない、つまり、徴収しないのだろうかと考え、真っ先に浮かぶのが小額滞納である。すると、どこからが小額かということになる。これは、少額がいくらかを論ずるよりも高額滞納を多くの自治体等がどのくらいの額にしているかを考えると理解が早い。各税務署から各国税局の徴収部に移管される事案の滞納金額の基準が、300万円から3,000万円以上、各県の高額滞納整理部門に送られる事案の滞納金額の基準が、100万円から300万円以上、政令市などでは50万円以上を高額滞納と位置付けているところもあると聞く。このように高額基準がまちまちであり、何をもって小額滞納事案というかは、難しいことである。それぞれの徴収機関ごとに判断するしかないということになる。

当然、滞納軒数に占める高額滞納の軒数は、さほど多くない。数パーセント程度であろうと思われる。私の事務所では、1軒100万円以上を高額滞納として位置付けているが、滞納軒数に占める高額滞納の軒数は、約4パーセント程度である。

こう考えてくると、高額滞納以外を小額滞納と位置付けるのもどうかということになる。高額と少額の間金額ともいうべき部分が気になってくる。仮に、上記の高額滞納と位置付ける基準を50万円以上とすると、50万円未満が小額滞納になってくる。50万円未満が小額滞納ということになると、自分が月々手にしている給料の額を考えると、とんでもない、決して小額ではないということになる。ここらあたりまで思いを巡らすと、1,000円未満の延滞金の不徴収が思い浮かぶ。

1,000円を徴収するために納付書、督促状、催告書を送付し、電話を調べ、電話をかけて催促すること考えると、郵便代で約200円、この間の職員の人件費、各用紙代等を考えるとコストの総額は、1,000円を上回るかほぼ同額になってしまう。この後の滞納整理で、臨戸、財産調査、滞納処分と手をかけるとすると、さらに旅費、人件費、各用紙代等が加算される。こうなると、明らかにコスト割れである。

複雑な事案では、処理方針を検討する時間や広範囲の財産調査が必要で、その結果、複数の職員が担当し、搜索などを行うことにもなり、経費が嵩む。このように、その事案の困難性や複雑性等の性質によっても徴収コストが異なってくるから、滞納額によって費用対効

果の分岐点を定めることは、かなり困難なことである。

少し乱暴な議論になるが、滞納額による費用対効果の分岐点の設定や事案ごとの費用対効果の積算が困難なことを考えると、徴収を担当する職員が1年間でいくら徴収し、その人件費などの経費がいくらかかったかのトータルの費用対効果、つまり、ペイした事案とペイしなかった事案のトータルを見たほうが、徴収コストを考える近道かもしれない。

私の事務所では、1年間の徴収職員一人当たり平均の徴収額は約3,700万円、その人件費・事務費等は約800万円である。徴収のコスト率は約21.6%である。

年間の徴収職員一人当たり平均の徴収額は約3,700万円を低いとみるか高いとみるかは、管内事情の異なる他の事務所とは比較すること自体が無意味であり、簡単には評価ができないが、結果からみると大いにペイしているともみることが妥当ではないかと考えている。

この約21.6%という数値は、県の全税目の徴税費が約2%という数値と比べれば格段に高いが、滞納になったものの直接の徴収費であり、税徴収の公平を直接維持するための経費で、しかも、十分にペイしていると考えられる。

1円の租税を負担する者も、1億円の租税を負担する会社もその租税負担能力が正しいものである限り、その負担は公平である。と同時に、1円をその正当な事情により1年かかって納めることも1億円を納期限内に1度に納めることも、その負担は公平である。

公平ということを考えると、税の徴収に安易に費用対効果の視点を持ち込むと、公平を損ねることになると考えるがいかがであろうか。莫大な経費がかかる公平とか平等を本当に最後まで責任を持って実現できるのは、公の存在である国や自治体を除いて、ない。

滞納税の徴収において、費用対効果の問題を取り上げる方々には、ぜひ、この費用対効果の問題には徴収の公平ということが重くのしかかっていることを十分にお考えいただき、有意義な意見をお教え頂きたいと思う次第である。

蛇足になるかもしれないが、昨今、自治体の合併や財政難で、20人いた徴収職員が8人に減らされたなどという話も聞く。私の事務所に1人増員してもらえば、約3,000万円増収が図れる。

今の財政難、税はもとより保育料等の公課その他公的債権の滞納が目を見たくなるほど増加しているこの時代、いわば負担の公平が揺らぎかけている時代に、徴収職員の減員ではなく、むしろ一時的にであれ、増員すべきだと思うがいかがであろうか。